

令和8年度松本地域インバウンド振興パネルディスカッションにおける グラフィックレコーディング事業業務委託 仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度松本地域インバウンド振興パネルディスカッションにおけるグラフィックレコーディング事業

2 業務の目的

松本地域振興局管内は、北アルプスや上高地に代表される中部山岳国立公園をはじめ、国宝松本城や美ヶ原等の数多くの観光資源を有し、県内外から多くの観光需要を集めている一方で、一人当たりの観光消費額が全県の水準を下回っていること等の課題に直面している。こうした課題の解決に向け、昨年度は管内市村及び周辺自治体の主たる観光地を対象とした人流データ分析を実施、その結果を松本地域観光戦略会議等において公表することで、課題解決の端緒に就いたところである。

その中で、昨年度の調査対象が国内観光客のみだったこと、また足元ではインバウンド需要が旺盛であるものの、その恩恵を受けているのが局所的であるという課題もあることから、地域全体でインバウンド観光需要の定着に向けた取組を講じるべきとの意見が寄せられた。

こうした背景を踏まえ、令和8年度ではインバウンド観光需要の獲得に向けて管内関係事業者が着手可能な取組やその成果を、県内外の有識者を招聘したパネルディスカッションを通じて広く共有知として、関係事業者の新たな取組を後押しする契機とすることを企図している。

（令和8年11月26日（木）開催予定）

こうしたイベントは関係者間での問題意識の共有等に一定の効果が期待される一方、その成果が一過性のものになってしまうとの課題がある。そうした課題の解決のため、今般開催予定のパネルディスカッションではグラフィックレコーディングを導入し、パネルディスカッションで出た意見や指摘の内容を文字やイラストを用いて記録することで、当日参加した方は元より、当日参加できなかった方にとってもパネルディスカッションでの気づき、学びを地域の共通理解としていつでも確認できるようにするとともに、パネルディスカッション後における関係事業者の検討、取組を深化、活性化させる拠り所を提供することを目的として実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

4 予算上限

297千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務内容

(1) グラフィックレコーディングの作成

本年11月26日（木）午後に信毎メディアガーデン（松本市）にて開催予定のインバウンド振興パネルディスカッションにおいて、主に登壇者のコメントを文字やイラストを用いて記録する。記録方法については、アナログ方式で実施することとする。パネルディスカッションは登壇者5名（うちファシリテーター1名）で1時間半のイベントを予定しており、グラフィックレコーディングは模造紙2枚程度の分量を予定する。また、パネルディスカッション前日には現地においてレイアウトの最終確認等の打合せを実施することとする。

成果物については、当日のパネルディスカッション傍聴者からイベントに関しての感想等を付してもらい、成果物を通じた主催者と出席者の双方向のコミュニケーションを図ることが出来るような設計とすることなど、詳細については委託者と確認の上で進めることとする。

(2) 資材の準備

当日必要となる資材のうち、委託者で準備する以外のものについては受託者で準備するこ

ととする。詳細については委託者と確認の上で進めることとする。

(3) 事前打ち合わせ

委託者と当日の進め方や最終成果物のイメージについての打合せを行うこととする。詳細については委託者と確認の上で進めることとする。

6 成果品

当日作成したグラフィックレコーディングの成果物を納入することとする。(当該成果物の著作権は受託者に帰属し、委託者は当該成果物の使用权を得ることとする。)

7 その他

- ・ 個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- ・ 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。
- ・ 本事業の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について、報告を求めることができる。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めることができることとする。
- ・ 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

(以上)